



第107号

2021年2月4日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



中皮腫で療養中だった石井直幸さん（76歳）。若い頃に重量鳶の仕事をした後、設備製作の仕事に携わり独立しました。今年1月3日に永眠されました（2020年12月9日、豊田市内）。

107号目次

- ☆ 新年の挨拶 P2
- ★ 重量鳶、設備製作工場を開く 俺の人生に悔いはない まだ、俺の仕事はまっとうしていないけどな 中皮腫で療養した石井直幸さん P3~P7
- ☆ 職場での新型コロナウイルス感染と労災申請 P7~P9
- ★ アスベスト入り珪藻土バスマット問題レポート P9~P14
- ☆ ユニオン奮戦記（6）（PTSD）その後 未払賃金と社会保険料の相殺 P14~P16
- ★ 労職研の活動 P16

☆新年の挨拶



新年あけましておめでとうございます。例年であれば、年明け早々運営委員会で皆様と顔を合わせ、ご挨拶をし、その挨拶のテープ起こしをして、新年のご挨拶としていましたが、今年はそのいきませんでした。昨年2月より全国～全世界的に広がっているCovid-19（新型コロナウイルス感染症、以下新型コロナ）の影響で、通常の年末の忘年会、新年会も開くことができず、誰もがゆっくり会食をすることもできない、新しい生活様式の中で窮屈を強いられています。私自身、名古屋市医師会の感染症担当理事をしており、新型コロナが猛威を振るう前は、講演会の司会程度でほとんど出番は無いようなのんびりした理事であったのに、2月以降急に慌ただしくなり、週によっては新型コロナの対策会議は2～3回も開催され、バタバタと忙しい日々をおくらせてもらっています。名古屋医師会の派遣でPCR検査の検体を取る担当をして、3人ほど、杉浦医院の患者さんでも5人ほど新型コロナ感染者の診察にあたりましたが、幸い今までは自らが、そしてスタッフも感染する事なく過ごしています。しかし、ますます感染者が増える中でいつ・どこで感染してもおかしくないような状況となってきており、2度目の緊急事態宣言の真ただ中にあり、さらにもう一月延長の可能性も出てきています。労職研においても新型コロナの感染により労災となり長期にわたり就労困難となっている労働者の支援や、マスコミへのレクチャーなども積極的に行なって来ています。

今後も、一行動に対して、その都度手指消毒を行うこと、ソーシャルディスタンスを保ち対面での会話は最低限の時間に絞ること、不要不急の外出を控えることなどを徹底して感染から身を守らないといけません。3月末以降にはようやく新型コロナウイルスに対するワクチン接種も開始されるでしょう。副作用の心配もゼロではありませんが、自らが感染した時の重症化を防いだり、大切な人に感染させないためには、積極的に受けていただいて、この新型コロナウイルスの感染を収束に追い込みたいものです。その先には、明るい未来、のびのびとした活動によりより多くの方々を支援することができる、充電期間としてしっかり体力をつけておきたいものです。医師として皆さんへ新型コロナ対策をお伝えし、新年の挨拶と代えさせていただきます。

（代表 森 亮太）



（越冬での診療:写真 横山晃嗣）

もとに戻りこれはいいやと思いましたが、再び香り、味覚が分からなくなりました。嗅覚や味の異常はアリムタよりオブジーボのほうが若干ましということで、舌の腫れと口内炎はアリムタとオブジーボによる治療中続きました。

つらい思いをして抗がん剤治療やオブジーボ治療を受けたのは医師からなにもやらんと予後は1年未満と伝えられたからでした。インタビューした時は、医師よりステージ4もすでに通り越しており、いつ逝ってもおかしくないと言われており、右肺には胸水がたまり、痛みは常時ありました。

石井さんはナルラピド錠という中枢神経に働いて、激しい痛みをおさえる薬を服薬していました。処方した医師からは、1日3、4回服薬できることや、連続して服薬するときは1時間の間隔をあけるよう言われていました。石井さんは、服薬するごとに小さなノートに服薬時間を記録していました。今、服薬しようかと思っても、もっと痛みが増すのではと考えて、後で薬を飲んだりしているということでした。

療養中は1週間に1回書店に行き、好きな本を数冊購入するのが楽しみでしたが、この時は呼吸が苦しくなってきたり中止していました。オブジーボ治療の為病院へ行った時は、心臓がバクバクしたので、院内は範子さんに車いすを押してもらって移動しました。在宅酸素療法は9月末から始まっていました。

石井さんは本しか楽しみがないと言い、上田秀人や門田泰明、坂岡真などの時代小説が好きということでした。本は昔から好きだったということで、「学校へ行っとらんから、本を読んで字を覚えるしかない」と話してくれました。範子さんが読めない字も読めるということで、字はかなり読めるということでした。

石井さんは昭和19年7月23日に徳島県徳島市に生まれました。石井さんが3歳の時に父親が亡くなり、9歳の時に母親が亡くなりました。父親は村のあばれ牛の角で胸部をひっかけられて負傷したことが原因で、母親は胃がんでした。8歳離れた、昭和10年生まれのお姉さんにほとんど育てられました。小学校は3年生まで行き、その後は家の手伝いで百姓をやりました。小学校へは1か月に1回、顔を出す為に行きました。小学校6年生から日雇いに行き始め、中学2年生の終わりに大阪府枚方市の百姓家に丁稚奉公にいきました。奉公先の息子が運送会社で働いていたことから、息子の手伝いに行っていました。ご飯を食べるだけで給料はこの息子にねこばばされてしまい、一銭ももらえませんでした。石井さんは我慢できなかったことから、お兄さんに電話をして迎えに来てもらい、その後、大阪市此花区に住所を移して、危険が伴う重量鳶の仕事に就くことを決めました。自分はどんな危ない仕事でもやらなければやっていけんと考えたからでした。

重量鳶は、鉄塔や橋梁建設の際、高所で鉄の部材をリベット接合する作業など、「かしめ仕事」と呼ばれていた仕事に従事する職人です。石井さんは人が月1万円稼ぐとしたら、自分は2倍の給料を稼がんと気が済まん性格だったと言い、どんな危ない仕事でも進んでやりました。

石井さんからリベット接合作業時の「鉸投げ(びょうなげ)」の話を聞きました。鉸投げは、鉄塔や橋梁建設において、鉄の部材をリベットで接合していく工事の最中に行われる一つの作業の名称で、地上の炉で真っ赤になるまで焼かれたリベットを、地上から上にいる重量鳶に放り投げて渡す作業を指します。下から投げられた真っ赤な高温のリベットは、上にいる鳶がじょうごのような形をした受け取り缶で受け取り、リベットを鉸ばさみでつかみ、冷えないうちに鉸孔に突っ込み、リベットハンマーでかしめて固定していました。石井さんが重量鳶だった頃は、1日にリベットを1000本から1200本受けていたそうで、鉸受けを失敗しない良い鉸受けの鳶職人は、各組で取り合いになったということでした。石井さんは人間関係が大事と考え、少々お金がよくても所属する組を移りませんでした。新大阪駅の橋

げた工事に従事したことを思い出していました。

石井さんに現場で危ない目に遭ったことはありますかと聞いたところ、「琵琶湖大橋で死にかけた」という答えが返ってきました。石井さんが17歳か18歳の頃、琵琶湖大橋周辺で波の高さが8mや10mにもなる突風が吹き、石井さんらが乗ったクレーン船が波にのまれて沈没したことがありました。沈没前、石井さん曰く、「自分の命を的にして」損害が出ないようにクレーン船に機械などを縛り付けて固定する作業をしましたが、結局、クレーン船は沈み、石井さんは湖に投げ出されてしまいました。泳げない人間から先に救出されたことから、若い石井さんは最後に引き上げられました。石井さんは俺も泳げないのと一緒だったそうで、助けられるまで必死でもがいていました。救助されるまで、頭を水の上に出すたびに、両足に膨らんだ部分のついた鳶職のスボンが袋になってしまい、浮力を持った足がポテンと水上に浮き上がってひっくり返ることを繰り返していました。

千葉県木更津市の工場建設現場の数十メートル上の鉄骨から落ちたこともありました。気を失い目が覚めたのは真っ白なまぶしい場所で、一瞬死んだのかと思いましたが、手術台の上に寝かされていました。足場に引っ掛かりながら落ちたことから、足場がクッションの役目を果たし、打撲傷だけで済みました。この時は1週間の入院で仕事に復帰しました。

鳶職時代は勤め先が設備業も行ってたことから、組付けなどかしめ仕事以外、溶接の腕も買われて、配管溶接の仕事もしていました。

大阪ガスのガスタンクを建設する仕事に応募し、ドイツの会社のドイツ人技師からパネルを組み合わせる溶接技術の講習を受けたこともありました。石井さんの溶接技術が高かったことから60人の溶接工の責任者をやれと言われ監督をやっていましたが、最初のタンクが完成した時、溶接については技術的な天井が見えてしまい面白くなってやめてしまいました。重量鳶の仕事は、24歳で愛知県岡崎市の建設会社に入社するまでしていました。

石井さんが岡崎市の建設会社Aハウスに入社した頃、トヨタ自動車堤工場の建設工事が始まっていました。Aハウスは堤工場内に設置する大きなクレーンを移動させるために敷設するレールを載せる橋げた部分の溶接を請け負いました。溶接後納めた橋げたはレントゲンで内部に穴があいていないことや鉄板の溶接の左右の溶け具合などが点検されました。結果、半分ぐらいの製品が返品されてきていましたが、石井さんは自分のせいにされるのが嫌で、自身が溶接した製品には自分のイニシャルを入れていました。返品されてきた製品は、自分が溶接したものでないと証明するためでした。

石井さんはAハウスはレベルが低いと感じ、B工業に転職しました。石井さんはこの後も転職を繰り返し、最終的に独立しますが、そういったことについて、「建築でも凶面が来て、鉄骨が来て、自分できざんで1回、2回と作っていくと、何十回やっても同じで面白くなっちゃう。もっと上のレベルの仕事がしたいと、どんどん自分のハードルを上げていっちゃう。給料は人一倍もらえるけど、自分が納得しない。だから、次から次へと難しいものに挑戦していく。人間としては馬鹿なんだろうね」と話してくれました。

転職したB工業では、トヨタ自動車の工場内に蒸気配管や冷却水配管、空調配管やタンクなどの設備を設置したり改修したりする工事に従事しました。配管を新設する工事では配管敷設後、アスベストを含有する保温材をかぶせ、その後、銀紙をかぶせる作業を行いました。既存配管撤去工事では、配管に巻きつけてあるアスベスト含有保温材を剥がす時に沢山の粉じんが飛散しました。B工業ではトヨタ自動車本社工場の他、元町工場、上郷工場、高岡工場、堤工場、三好工場、明知工場、田原工場、衣浦工場内での工事に従事しました。B工業には4年ちょっと勤め、その後、日給月給の労働者としてC鉄工に入社しました。

C鉄工ではトヨタ自動車工場内で部品を作るためにアルミを溶かす溶解炉の工事に従事しました。溶解炉近くの冷却水配管の溶接は、亀裂が入るなどして、水が溶解炉に入った場合

は爆発が起きる恐れのあることから、だれでも任される作業でなく、石井さんのようなベテランしかやれない仕事でした。溶解炉は耐熱、防音の為のアスベスト含有断熱板で囲われていました。アスベスト断熱板は半年ごとに交換していました。

石井さんはC鉄工で、アルミを溶かす電気炉の中のアルミを保温する為のふた（遮熱板）を製作したことを記憶しています。鉄で枠組みを作り、そこにアスベスト含有耐火板をはめ込んだ後、鉄板のカバーをかぶせて完成しました。アスベスト含有耐火板の切断の時に粉じんが飛散しました。

石井さんはC鉄工を5年で退職し、トヨタ自動車の工場で使用する台車や架台、コンベアその他、工作機械の製作を行っているD工業に入社しましたが1年半後、ヘッドハンティングされE工業に移り3年間設備製作に従事しました。その後、人間関係からE工業を辞め、3か月間だけB工業に戻った後、F産業に移りました。F産業ではトヨタ系企業の工作機械製作や機械の土台（ベットとも言う）を製缶溶接加工したり、架台、手すりなどの製作に従事しました。

石井さんはトヨタ関係の仕事について、「お前ら人間かちゅう感じ。トヨタに1回入ると24時間家に帰れない。盆、正月に1週間、トヨタの工場に電機工事に入ると、盆、正月が明けてトヨタが稼働するまで出てこれない。ほとんどトヨタの中で生活することになるけど、それが面白くて仕方ない。自分で洗濯やって、自分でヒーターで洗濯物を干す。夜、風呂の中で寝たりする。そういうことが自分は楽しくて仕方ない。人は嫌がる仕事だけ」と話してくれました。

石井さんがF工業在職中、ロボットのアーム（腕）部分100本が不良で返品されてきたことがありました。その日の前日、石井さんは手を骨折してしまい病院を受診していましたが、ギブスを巻いてもらった病院に社長がやってきて、「会社がパンク寸前だで、ともかく来て助けてくれ」と言われました。会社に行くと返品されてきたアームが山積みになっていました。石井さんは「怪我しているのにどうせえちゅうの。馬鹿か」と社長に言いましたが、結局、不良品の3分の1は削って作り変えれば納品できる状態だったので、石井さんが修正し納品しました。

F工業には3年勤め、その後、G工作所に移り1年程工作機械の製作に従事しました。石井さんが学校を出ていないことから、G工作所では使ってもらえんと話していた時、G工作所の会長が「辞めるなら独立せんか、多少バックアップする」と石井さんに勧めました。ちょうどその頃、G工作所は別会社の立ち上げを考えていました。G工作所が工場を借りてくれたので、1991年、49歳の時に石井さんは独立しました。工場の名称は石井さんが考え「光栄工業」としました。後で工場を借りてくれた時の資金はG工作所に返しました。機械は中古ばかりを買いました。

当初はG工作所からの仕事を受けていましたが、徐々に取引先を広げていきました。光栄工業はバイトを雇うことがありましたが、基本的には石井さんだけの工場でした。事業内容は装置物の製作で、クラウンの天井圧着治具などを製作しました。天井圧着治具は、車の天井の形に布を裁断し、自動で貼り付ける装置です。この治具の製作はメーカーから発注を1枚200万円程で受けたG工作所が、そこら中の工場に発注しましたが、どこの工場の製品もOKがでず、最終的にG工作所から石井さんに仕事がまわってきました。石井さんはちょっと1回手直しをしました。そして、2回目からはばっちりだったそうで、G工作所からクラウンの天井圧着治具の仕事は石井さんがやってくれということになったそうです。石井さんは「技術面がいいのか、俺が馬鹿で夜の夜中でも惜しんでマイナスになろうがプラスになろうがその仕事をやっつけるのがよいのか、そうやって仕事をこなしてきた」と話しました。

色々な会社から仕事をもらい事業をつないできましたが、リーマンショックの時、親会社

がなかったことから仕事が途絶え、工場を閉めることにしました。事務所に行っても3か月間仕事をせず座っているだけの状況が続き、範子さんはお願いだから借金のないうちに止めてと石井さんに頼んだそうです。当時、事業を止める工場がいっぱいあり、近所の会社の社長が家で自殺したというような話を聞くことがありました。「仕事を止めて俺になにをせえと言うんや」と当時はよく夫婦で喧嘩をしたそうですが、結局、止めることにしました。石井さんは「最後は自分なりに納得する止め方」だったと回想しました。

光栄工業で使っていたコンピューターの機械や旋盤、工具など全てを昔からの知り合いの社長が経営するH工業に100万円で売却しました。ところが、H工業では石井さんの売却した機械を使える人間がいなかったことから、結局、74歳まで石井さんはH工業で設備製作に従事することになりました。H工業には、仕事がある時だけ行っていましたが、結構仕事があり、自身の機械を二束三文でH工業に売却していたことから、ここで、お金を取れるだけ取ってやれという気持ちで仕事をしていたそうです。

愛知県岡崎市で石井さんの設備関係の仕事のキャリアが始まりましたが、最初は半年で大阪に帰るつもりでした。それが一生になってしまいました。

インタビューの最後に、石井さんが「俺の人生に悔いはないな。楽しかった。俺についてくる人はえらい目したかもしれんけどな。俺は自分の仕事をまだまっとうしていない。まだ、夢見とるでな。フライス加工一生懸命やっとする夢をしょっちゅう見とるでな。まだ、全うしとるとこのじゃないな」と話すのを筆者は感慨深く聞きました。

(事務局 成田 博厚)

☆職場での新型コロナウイルス感染と労災申請

あいつぐ職場での新型コロナクラスター

昨年12月下旬、茨城県常総市の食品加工工場で新型コロナウイルス(COVID-19)の職場での集団感染が発生したことが報道されました。1月11日現在、この食品加工工場では47人の労働者の感染が判明したことを地元の茨城新聞が報道していますが、感染した労働者の大半は外国籍ということです。

昨年7月上旬から8月上旬にかけて熊本県長洲町にある造船所、ジャパンマリンユナイテッド有明事業場で112人の新型コロナウイルスの集団感染が発生しました。全感染者のうち45人がベトナム人技能実習生であったことが報告されています。この造船所では従業員と協力会社合わせて2400人が働いていました。

12月1日現在、熊本労働局管内の新型コロナウイルス感染症の労災申請件数は20件(うち支給決定件数18件)で、有明事業所の労働者からの労災保険申請は行われていないことがうかがえます。

新型コロナの労災認定基準

昨年4月28日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(基補発0428第1号)」という通達を全国の労働局に向けて発出し、新型コロナウイルス感染症の労災認定基準を明らかにしました。

この労災認定基準の具体的な取扱いの箇所を参照すると、「複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務」、つまり、クラスター(感染者集団)が発生した職場での業務に従事していた労働者については、調査により感染経路が特定されない場合であっても、

感染リスクが相対的に高いと考えられ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを個々の事案に即して適切に判断するとあり、労災認定される可能性が高いことが分かります。実際、厚労省が公表している労災認定事例の中に、新型コロナウイルスに感染している同僚と同じ作業車に同乗していて新型コロナウイルスに感染した建設作業員が労災認定されたことが紹介されています。このことから、茨城県常総市の食品加工工場で新型コロナウイルスに感染した労働者や、熊本県長洲町の造船所で新型コロナウイルスに感染した労働者が労災保険の申請を行った場合、認定される可能性は高いと言えるでしょう。

なお、厚労省の労災認定事例の中には、小売店舗の店頭で商品説明などの接客業務にあっていた販売員の労災認定事例が紹介されており、コンビニなどで働く労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は労災認定される可能性があります。その他、新型コロナウイルスに感染した客が来店したことからクラスターが発生した飲食店で働いていた飲食店店員の労災認定事例も紹介されています。

労災申請を行い、労災が認められると、治療費等の療養補償給付や働けない期間の休業補償が支給されますし、新型コロナウイルス感染症が重症化し亡くなった被災者の遺族には遺族補償が支給されます。

全国の労災請求状況

1月22日現在、厚労省の公表している全国の新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数は医療・介護従事者の請求件数が2818件で、医療・介護従事者以外の労働者からの請求件数が818件です（表1）。全国の感染状況を鑑みると決して多い労災請求件数ではなく、労働局、労働基準監督署からクラスター職場などへの労災保険の請求勧奨がもっと必要な状況です。

医療・介護従事者からの労災請求が多いのは、前述の新型コロナウイルス感染症の労災認定基準において、医師、看護師、介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付対象となっているからだと考えられます。

（表1）新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和3年1月22日 18時現在

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1 医療・介護従事者等	2818	1418	1384
2 医療・介護従事者等以外	818	405	398
3 海外出張者	13	9	8
計	3649	1832	1790

看護師、医療事務員の事例

先日、比較的大きな病院に勤務する新型コロナウイルスに感染した看護師の方から相談を受けました。PCR検査で陰性となった後、職場に復帰しましたが、頭痛、吐き気などが継続し、体がいうことをきかず勤務出来なかったことから再び休業したということでした。労災申請への協力を勤務先病院に依頼しましたが、上役の看護師より断られました。上役の看護師からは、「あなたが感染を拡げた」ということとも言われました。この相談者の働く病院で

は、患者や看護師に新型コロナの感染者が出ているということでした。筆者は、労災保険の申請は事業場の証明無しで出来ることをこの看護師に伝えました。

医療、介護労働者については働いている事業所内に他に新型コロナウイルス陽性者がいなくても、業務外で感染したことが明らかでない場合は労災認定されます。もし、事業所内の新型コロナウイルス感染症の陽性者が自身（請求人）しかおらず、事業所から労災申請を断られてしまった場合でも、労災認定基準では、医療、介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象としていることから、事業所内の陽性者の有無にかかわらず申請に協力するよう事業場に理解を求めることが肝心です。

病院で医療事務として働く労働者からも相談を受けました。新型コロナウイルスに感染して入院した後、職場復帰しようとしたのですが、強い倦怠感など新型コロナウイルス感染症の症状が継続し休業を続けています。

9月下旬に労災請求しましたが、年が明けてもまだ認定されていないということで相談に訪れました。勤務先病院が労災請求に非協力的で関係書類を労働基準監督署に提出するのが遅れたということも原因として考えられましたが、労災の給付調査を担当する労働局職員から「通勤で感染したかもしれないのできちんと調べる」ということも電話で伝えられており、調査に時間がかかっていることもうかがえました。

看護師などが新型コロナウイルスに感染した場合は、前述の医療介護従事者の労災認定基準が適用されますが、病院で医療事務として働く労働者が感染した場合は、医療介護従事者以外の労災認定基準が適用されます。業務による蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して判断することとなっており、複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務であるとか、顧客との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務であるかなどが調べられるため、医療事務員の労災調査は、看護師・介護職などと比べ時間がかかっていると考えられます。

（事務局 成田 博厚）

★アスベスト入り珪藻土バスマット問題レポート



昨年12月、カインズやニトリが販売していた珪藻土（けいそうど）を使用したバスマットなどにアスベスト（石綿）が含まれていることが相次いで発覚し、カインズ、ニトリとも販売済み製品の回収や返品、返金の方針を公表したことがテレビニュースや新聞で報道されました。労職研事務局にも報道を見た方々から、ニトリやカインズのバスマットになぜアスベストが入っているのという質問が複数寄せられています。皆さんが不思議に思うのはもっともで、日本では労働安全衛生法施行令の改正により、2004年10月に繊維強化セメント板（スレートボードやケイ酸カルシウム板など）を含む5種類の成形板等の製造・使用等が禁止され、さらに、2006年9月にはアスベスト及びアスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているからです。なぜ、アスベスト入り珪藻土バスマットは販売されていたのでしょうか。今号ではアスベスト含有珪藻土バスマットの問題についてレポートします。

事件の発端

昨年11月27日、厚生労働省は大阪府貝塚市がふるさと納税の返礼品にしていた珪藻土のバスマットやコースターにアスベストが含まれていたことと、これらのアスベスト含有製品のメーカーや市による回収を公表しました。アスベストを含有するバスマットとコースターを生産したのは貝塚市内の株式会社堀木工所で、公表の段階でバスマット17,460枚、コースター8,490枚が貝塚市のふるさと納税返礼品やインターネット販売で流通していました。



貝塚市がふるさと納税の返礼品にしていた珪藻土のバスマット

堀木工所のバスマットなどにアスベストが含有されていた原因について、厚労省化学物質対策課は、同社が2001年に購入した「繊維強化セメント板」を原料としバスマットなどを製造しており、この成形品が原因ではないかと推察しているとジャーナリストの井部正之さんの取材に答えています。同社は原料をカットして、成形品を含む2枚の材料を貼り合わせて、機械で成型していました。

全国労働安全衛生センター連絡会議の調査によると、堀木工所が購入した繊維強化セメント板の製造元は段谷産業株式会社（福岡県北九州市）で、この製品の段谷産業による成分表示は「珪藻土、パーライト、セメント、パルク」であったことが判明しています。段谷産業は2002年に自己破産しており、この会社の元労働者一人はアスベストばく露が原因で発症する中皮腫で労災認定されています。

貝塚市のふるさと納税返礼品バスマットなどへのアスベスト含有が発覚した経緯については、井部正之さんが厚労省と貝塚市に取材し報道しています。

市政策推進課によると、昨年2月、堀木工所が端材の廃棄物処理を委託しようとした産廃業者からアスベスト含有の有無を聞かれたことから、同社がバスマット1枚の分析委託を行い、市には3月25日付けの報告書でアスベスト含有なしと伝えました。

ところが、8月12日、市がふるさと納税返礼品のバスマット2枚を独自に分析依頼したところ、9月8日付けでいずれも基準の0.1パーセントを超えるクリソタイル（白石綿）の含有が分かりました。

堀木工所と貝塚市のアスベスト分析結果が割れたことから市は判断できず、堀木工所に対して厚労省に相談するよう求めつつ10月20日まで同社と協議を重ねました。11月16日、堀木工所から相談を受けた厚労省がバスマットなどの分析を委託したところ、11月26日、バスマットとコースターの両方からクリソタイルが検出されました。バスマットのアスベスト含有率は基準より低かったものの、市の分析で基準を超過していたことから、厚労省は安全面を考慮して両方とも回収するよう指示を出しました。このことは翌27日に記者発表され、一斉に報じられることとなりました。

カインズのバスマットにもアスベスト含有が発覚

昨年12月15日、厚労省は全国でホームセンターを展開する株式会社カインズ（埼玉県本庄市）が販売していた珪藻土バスマットなど17製品のアスベスト含有が発覚したことと、販売者による回収について公表しました。

アスベストを含む可能性があるのはカインズが2018年5月26日から2020年12月12日まで販売していた珪藻土バスマットや石けんトレイ、除湿シートなど17製品で、回収対象製品は計28万9669点に上るとのことです。回収対象製品を製造したのは中

国の2つの会社で、アスベストを含有した原因はいまのところ不明で調査中です。カインズは中国の2社で製造した製品すべての回収と商品代金の返金を自社ホームページに公表し、対象商品についてはポリ袋に入れてテープなどで密閉して保管するよう求めている、ごみとして廃棄しないよう呼び掛けています。

井部正之さんの厚労省化学物質対策課への取材によると、貝塚市のふるさと納税返礼品にしていた珪藻土のバスマットにアスベストが含まれていたことが発覚した事件をうけて、カインズが独自に自社販売商品を分析したところ、バスマットや石けんトレイ、吸水トレイの5製品から労働安全衛生法で定められた基準を超える0.2パーセントから1.3パーセントのクリソタイルが検出されたことから、該当商品について販売を中止するとともに、12月14日に熊谷労働基準監督署に相談したということです。厚労省はカインズに対し原因の究明と回収を指示しました。

1月7日、カインズは回収対象商品になっている「吸水石鹸トレイ WH」、「吸水石鹸トレイ GY」の2商品、合計358個が、同社が中国で運営しているECサイトで販売されていたことも公表し、中国当局にも報告の上、商品を自主的に回収することも発表しました。

ニトリでもアスベスト含有珪藻土バスマットの販売が発覚

昨年12月22日、厚労省は家具大手の株式会社ニトリホールディングス（札幌市北区）が販売していた珪藻土バスマット（2種類）と珪藻土コースター（7種類）、計2,413,591個にアスベストが含まれていることが判明したと、販売者による回収について公表しました。この後さらに、12月25にも厚労省はニトリの販売していた9種類の珪藻土商品（珪藻土コースター（7種類）、珪藻土バスマット（2種類））、計456,8464個もアスベスト含有であったことを追加で公表しました。これらアスベスト含有が発覚し自主回収対象になった18製品はすべて同一の中国の工場で製造され、2016年12月から2020年12月まで販売されていました。

厚労省による2回目の公表が行われた日、最終的にニトリは、アスベスト含有製品を製造した同一の中国工場で製造され、検査で合格していた5製品68万3636個についても念のため回収することを発表しました。回収対象は計23製品、355万4073個に上ります。ニトリは全国のニトリとデコホーム全店に珪藻土回収相談カウンターを設置し、店頭で商品を確認の上、交換または返金するとしています。店舗への持ち込みが難しい場合の回収方法はホームページで公開されています。

12月26日、ニトリホールディングスは東京都内で記者会見を開き、会長の似鳥昭雄氏がアスベスト含有商品の販売について謝罪しました。会見の様子はテレビニュースなどで全国に報道されました。

ニトリでの珪藻土バスマットなどへのアスベスト含有発覚の経緯については井部正之さんが報道していますが次の通りです。

11月27日、厚労省が貝塚市のふるさと納税返礼品珪藻土バスマットからアスベストを検出し公表した際、同省はあわせて500を超える業界団体に関連製品の安全性を確認するよう通知しました。ニトリはこの厚労省通知を受けて自社のバスマットや珪藻土製品138種類の分析調査を開始、その結果、12月18日にコースター1製品について法令の基準を超えるアスベストが含まれていることが判明し自主回収する方針を公表しました。その後、12月22日には、新たに見つかった8製品を含め、2016年12月4日から2020年12月16日まで販売されていた計9製品にアスベストが基準の重量比0.1パーセントを超えて含まれていることが判明し発表しました。

井部さんによると、台湾ニトリ（宜得利家居＝ニトリ家具）でも、12月23日より珪藻

土製バスマットやコースターにアスベストが含まれていたとして自主回収を公表しているとのことで、回収対象は日本と同じバスマットやコースター製品とのことです。ただし、54製品が調査中ということで、今後、自主回収対象が増える可能性があります。台湾では2018年1月に重量比1パーセント以上のアスベスト製品の製造・輸入・販売・使用を全面禁止しています。日本では重量比0.1パーセント超を禁止しており、台湾とは規制に違いがあります。

年末に発覚した珪藻土バスマットへのアスベスト混入事件は、二トリで終わらずさらに拡大していきました。

ヤマダ電機などでもアスベスト含有珪藻土バスマットを販売

昨年12月28日、厚労省は不二貿易株式会社（福岡県北九州市）が中国から輸入し、販売していた珪藻土バスマット（11種類）、計23,658個にアスベストが含まれていたことが判明したと、販売者による回収について公表しました。

不二貿易の珪藻土バスマットは株式会社ヤマダ電機、ダイレックス株式会社、株式会社グッデイ、株式会社イズミ、株式会社三喜、株式会社ハンズマン、株式会社ルームプラス、株式会社しまむら等ので販売されていました。販売各社は問い合わせ電話番号を公表しています。時事通信社の報道によると、ヤマダ電機とイズミの販売分は両社が回収するほか、他の商品は不二貿易が回収の相談に応じるということです。

珪藻土

珪藻土バスマットには珪藻土という原料が使われていますが、誤解していけないのは、珪藻土にはアスベストが含まれていないということです。珪藻土は藻類の一種である珪藻の殻の化石からなる堆積物（堆積岩）で、多くの場合白亜紀以降の地層から産出されます。珪藻土は日本だけでなく海外でも採掘されます。珪藻土には、目に見えない小さな細孔（穴）と言われるものが無数にあいており、この無数の細孔が水分をすばやく吸水、乾燥させます。東京スレート株式会社の展開する国産珪藻土バスマットブランド「toslé（トスレ）」のホームページを見ると、日本には珪藻土の産地が約80か所あり、有名な産地は北海道、秋田、石川、島根、岡山、大分などと紹介されています。秋田県産や大分県産の珪藻土は大半が大手ビールメーカーの濾過装置や土地改良材等に使用され、石川県産は主に七輪に使用されているということです。

珪藻土という単語は筆者には耳慣れたものです。筆者は岐阜県や静岡県にあったアスベスト工場で保温材や成形板の製造に従事していたじん肺患者の労災支援に多く関わってきました。面談ではじん肺患者が従事していたアスベスト製品の製造方法も聞くことになりますが、かつては珪藻土にアスベスト、石灰などの原料を水分とともに混合し、それを成型、プレスした後、蒸して、乾燥窯などで乾燥させて、最後に仕上げを行って保温材やケイカル板など成形板を製造していました。珪藻土にアスベストを混合して製造する方法は昔から行われていたのです。成形板を生産する際、珪藻土だけでは強度がでないので水分、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくい性質があるアスベストを混合していました。

2004年にアスベスト成形板が禁止される前に建てられた日本中の住宅などには、アスベスト含有成形板が使用されています。削ったり、割ったり、切断したり、穴をあけたりしない限りアスベストの飛散リスクを低く保つことができます。アスベスト含有珪藻土バスマットなどもこれと同じで削ったり、割ったり、切断しない限りアスベストが大量に飛散することはありません。

先日、面談をした男性は珪藻土バスマットを使用しているとのことで、ある程度使用する

と水の吸い込みが悪くなることから、サンドペーパーで表面を削っているということでした。国産の安全な珪藻土バスマットであればこのような使用方法も問題ないですが、アスベスト含有珪藻土バスマットの場合はアスベスト粉じんが飛散しますので危険です。

前述の国産珪藻土バスマットブランド toslé（トスレ）の他、日本珪藻土日用雑貨製造協会を運営する宇部興産建材（東京都港区）は、品質と安全性を担保した同協会認定の珪藻土バスマットブランドをホームページで公開しています。安全な珪藻土バスマットを探して購入しましょう。

中国でのアスベスト製品製造

カインズ、ニトリ、不二貿易で販売されたアスベスト含有珪藻土バスマットなどは中国で製造されていました。中国では現在でもアスベスト成形板の生産が行われており、これらの企業で問題になった珪藻土バスマットは、中国で製造されたアスベスト含有成形板から切り出して製造された可能性があると考えられます。

中国はロシア、カザフスタンに次いで世界第3位のアスベスト生産国です。アメリカ地質調査所（The United States Geological Survey）の2020年度の報告書によると、中国における2018年、2019年のアスベスト生産量はそれぞれ12.5万トンと推計されています。なお、ロシアとカザフスタンの2019年のアスベスト生産量はそれぞれ75万トンと20万トンと推計されています。中国は、国内で生産するアスベストだけでは足りず、主にロシアからアスベストの輸入も続けており、2018年は約15万トン輸入しています。

全国労働安全衛生センター連絡会議によると、中国では、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）や角閃石系アスベスト（アンフィボル・アスベスト）は禁止されているものの、クリソタイル（白石綿）の禁止は国家標準による自動車用ブレーキや壁材等一部に限定されていて、需要の減少傾向はみられるものの、中国ではアスベストがいまだに大量に使用され続けているということです。中国は、アスベスト含有セメント製品、アスベスト含有繊維製品、アスベスト含有摩擦材製品の輸入と輸出をどちらもして、繊維品と摩擦材については輸出量が輸入量を大きく上回っているとのこと。成形板などセメント製品については輸出のほうが多いということです。

ニトリが、前述した12月26日に東京都内で行った似鳥昭雄会長の謝罪会見において、同社がバスマットなどの製造を委託していた中国の工場で行われていた商品成分検査は、アスベストを検出できる検査ではなかったと明らかにしたことを翌27日付け北海道新聞が報道していますが、カインズ、不二貿易がバスマットなどの製造を委託していた中国の工場でも同様の状況であったと推察します。

アスベスト禁止履行の確保の必要性

日本ではアスベスト及びアスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用は禁止されています。年末に相次いで発覚したアスベスト含有バスマットの問題は、違法なアスベスト含有製品の輸入や流通を阻止し、禁止の履行を確保することの難しさを改めて露呈させる出来事でした。貝塚市のふるさと納税返礼品だった珪藻土バスマットなどに使用されていたアスベスト含有成形板は、2004年のアスベスト成形板禁止前に生産された製品がストックされていた事例です。ニトリやカインズが販売していたアスベスト含有珪藻土バスマットなどは中国からのアスベスト製品輸入事例でした。

中国からの成形板輸入に際して、全ての製品にアスベスト含有の有無を記載した証明書添付することを義務付けたとしても虚偽の内容の証明書を作成することは可能です。輸入され

た成形板の抜き取り検査をコンテナヤードで実施することも可能かもしれませんが、アスベスト含有の有無が判明するまで数日かかる可能性があり、その間は通関もコンテナヤードからのコンテナの搬出も出来ないため、輸入業者は反発するでしょうし、港の混雑につながります。全国の港、空港にアスベスト含有の有無を調べる設備を置くのも難しそうです。

すでにアスベストを禁止した世界中の国々もこれら日本と同様の問題に直面しています。国際社会で違法アスベストの流通について議論することや、政府、業界団体がどのようにしたら違法アスベスト製品の流通再発を防止できるか真剣に議論し、工夫した方策を探し出す努力を惜しまないことが必要です。

(事務局 成田 博厚)

☆ユニオン奮戦記(6)

(PTSD) その後 未払賃金と社会保険料の相殺

2019年7月に掲載頂いたユニオン事例のその後です。

1.【事故の経緯と現況】

D社に勤めるHさんは、平成30年4月20日作業中、1枚20kgボード50枚の山が崩れ、そこに巻き込まれ、多発骨折(両下肢。脊椎、骨盤、右脛腓骨開放骨折)を負い4か月を超えて入院、退院後もPTSDなど精神疾患を負い、令和2年1月現在も精神科へ週一回のペースでの受診をし、引きこもり状態で労働災害休業補償給付を受け休業中です。今後のめども立っていない状況です。

整形外科については、リハビリ病院退院後約8カ月で症状固定されました。重傷のため、かなり高い障害等級となるような後遺障害診断書がでました。しかし、PTSDの治療中のため障害等級認定ができない状態です。

2.【組合加入と団体交渉】

労災事故にて、Hさんが入院中の平成30年5月25日付けで「平成30年6月25日をもって会社を閉鎖することになりました。ついては6月25日までに健康保険証を返納せよ」とする書面が届きました。親族が名古屋シティユニオン(以下、「組合」という)を訪れ相談し、組合委員長が病院でHさんに面談し、Hさんは組合に加入しました

会社は、Hさんを除きほぼ全ての従業員を一旦解雇しました。その後、受注残があるとして7名ほどを再雇用して現在も会社を続けています。

平成30年7月に組合は、Hさんの地位を中心に第一回団体交渉を行いました。そこでは会社が「Hさんが故意に起こした事故だ」と発言し紛糾しました。

令和元年8月に第2回団体交渉が行われ故意はとり下げられ、安全管理を中心に協議が行われました。その後文書でのやりとりが続くうち、労災事故月(平成30年4月)の給与計算が過少ではないかとの疑惑が生じました。給与全体の精査が必要との結論となりました。また、令和2年3月にHさんの社会保険等級が著しく低くされている可能性があることもわかりました。

組合より令和2年3月16日付けで平成29年及び30年のタイムカード、賃金台帳、給

与規定等の提出を要求しました。おりしも、コロナ対策もあり必要書類などが整ったのは、令和2年4月23日でした。なお、Hさんの精神状況も思わしくなくコミュニケーションも取りづらい状況が続いていることも、状況把握に時間がかかった要因となりました。

3.【未払賃金の請求、行政対応】

会社からは平成29年1月分から平成30年6月(事故は4月)までのタイムカード、賃金台帳、給与計算規定様のもの、平成29・30年の1年間変形労働時間届と就業カレンダーを入手しました。入手資料に基づき朝15分の朝礼時間があることと1年間変形労働時間制度は従業員代表選出がないことで無効であることで未払賃金の請求をしました。会社は朝の朝礼時間10分と1年間変形労働時間制度の無効を認めました。このため、平成29年1月から平成30年4月分の賃金に時間外手当の未支給(未払賃金)が生じました。しかし、この請求の時点で、事故月(平成30年4月)の未払賃金は時効ではありませんが、平成30年3月以前の未払賃金は時効の対象となってしまっています。

事故月4月分賃金は労災休業給付のため事故日までの日割計算されており、この金額で算定基礎計算(毎年4-6月給与の平均で9月以降の健康保険、厚生年金の保険料を決める手続き)で等級が3等級(2等級以上の差を著しい差とされます。)上げられていました。これは、Hさんの賃金等級を下げることにより、社会保険料の会社負担分を軽減しようとしているものです。Hさんにとっては将来受給する厚生年金が少なくなること、健康保険料も負担は少なくなるが休業時の傷病手当金(労災での休業が認められない時や労災外の休業時の補償)が少なくなり不利益なるものです。

労働基準監督署には、平成29年から平成30年4月までの未払賃金の申告をしました。労働保険審査官へは、傷病補償年金(傷病補償年金とは、労災による療養の開始後、1年6ヶ月を経過しても傷病が治癒しない場合で、かつ、その傷病の程度が傷病等級に該当したときに休業補償給付のかわりに年金で支払われるもの)の不支給に対する異議申立(身体と精神の障害があり長期療養が必要と見込まれるのではないかとの判断をもとめたもの)をしました。さらに、平成30年1月から3月(労災の平均賃金算定期間)の未払賃金発生による休業補償給付の給付基礎日額増額変更するよう異議申立をおこないました。社会保険審査官へは、平成30年の算定基礎計算の保険者算定への異議申立をおこないました。

これらは、会社との交渉では過去の不利益扱い改善が進展しないため、行政手続きを利用して不利益と労働条件の回復させるためものです。

未払賃金については、監督署へ申告をおこなったため、監督署の指導がありました。会社は平成30年4月分(事故月)の時間外手当差額は支払いしましたが、平成30年3月分以前については時効であるとして支払いませんでした。

社会保険審査官へ異議申立は、会社が行う義務のある社会保険(厚生年金、健康保険)の資格取得喪失とその年の保険料を決める算定基礎届について、会社が平成30年の算定基礎届が間違っているので変更を要求したが拒否されたので、保険者(日本年金機構)に算定し直しを申し立てたものです。この申立に対し保険者の修正算定が行われ、平成30年の算定基礎は撤回され以前と同様の等級に増額変更されました。

平均賃金の異議申立については監督署へ差し戻されたため、監督署へ給付基礎日額増額変更を求める上申書を提出しました。

4.【社会保険料自己負担分差額と未払賃金の相殺、そしてその後】

平成30年の算定基礎が変更されたことにより社会保険料自己負担分増額差額が生じました。また、会社には令和元年9月以降の社会保険料自己負担分の立替を依頼しています。こ

これらの社会保険料自己負担分増額金額及び立替金額は、平成 30 年 9 月よりの発生となるため、そこから 2 年前が時効となる相殺適状関係として、平成 29 年から平成 30 年 4 月までの未払賃金との相殺を令和 2 年 12 月に宣言しました。これにより、平成 30 年 1 月から 3 月の未払賃金も支払われたこととなり、平均賃金も増額されるものとして監督署への上申を行ったのです。また、平成 29 年の所得が増加すれば賠償金額の基礎金額も増額されることが見込まれます。

会社は相殺の効果について争うとしていますので、今後の展開が気になるところです。

本年 4 月で事故より 3 年となります。監督署の休業補償給付の打ち切り処分も気になります。

参考:未払賃金の時効は、令和 2 年 4 月より 3 年と改正されましたが、本件は改正施行前のため時効は 2 年です。

(名古屋シティユニオン執行委員長 竹久 憲一郎)

労職研の活動



12 月				
	10 日	名古屋労職研事務局会議	17 日 ～ 18 日	全国一斉アスベスト被害ホットライン
	24 日	名古屋労職研事務局会議		

1 月				
	8 日	アスベストユニオン ZOOM 会議	14 日	名古屋労職研事務局会議
	21 日	MOCA ばく露による膀胱がん患者に関する要請 & 記者会見	22 日	全国安全センター-ZOOM 会議
	23 日	アスベストユニオン第 15 回 定期大会 (ZOOM)	28 日	名古屋労職研事務局会議

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923
加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/